

令和 3 年第 3 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 3 年 3 月 2 6 日)

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番 松尾委員、6番 菅原委員、7番 松宮委員、9番 岩崎委員、12番 細川委員、14番 田中委員の6名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和3年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、5番 塩野委員さんと13番 瀧下委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第10号は、〇〇の〇〇〇〇氏が、自身が所有する農地を、当該農地に隣接する農地の農作業時に使用する自家用車を駐車する場所に転用するものです。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第10号資料説明)

申請人の〇〇〇氏は、自宅が当該農地から離れた場所にあり、当該農地の東側の農地での農作業の際には、自宅からの移動や農作物の運搬に自家用車を使用しています。しかし、この付近に駐車する場所がなく、これまではやむなく当該農地の西側の町道に駐車しておりました。しかし、町道の道幅もせまく、当該農地以外に農作業に使用できる駐車場がないとのことで、当該農地を転用したいとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農地ということで、第2種農地に該当します。これは、代替性がなければ転用できるとなっておりますが、この付近は住宅が連なっており、駐車できる場所はなく、農作業の効率のためにも当該農地を使用することがやむを得ないと認められますので、転用可能と判断いたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員

はい、議長。

こちらは19日に菅原委員と現地を確認いたしました。

本件の転用にあたっては整地をせず、作土を取り除くだけですので、周囲の営農には影響はないものと考えます。また、事務局説明のとおり農作業の駐車場のためには当該農地を使用することが必要であると認められ、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第10号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第11号は、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が所有する農地に、息子の〇〇〇〇氏が住宅を建築するため転用するものです。

詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案朗読)

農地を使用する〇〇〇〇氏は、先日結婚をし、妻と居住する住宅を建築するため、現在居住している父の〇〇〇〇氏の自宅の西側の土地を使用したいとのことです。

資料10ページのとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地と〇〇〇〇〇〇の雑種地にまたがるように建築する予定とのことです。〇〇〇〇〇〇の農地はピンクの線で描かれているとおり、分筆するため、転用する農地は170㎡でございます。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農地ということで、第2種農地に該当します。これは、代替性がなければ転用できるとなっておりますが、この集落は面積が小さく、住宅を建築できる宅地が他にな

いため、当該農地を使用することがやむを得ないと認められますので、転用可能と判断いたします。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

瀧下委員 　　はい、議長。
　　本案につきましても19日に菅原委員と確認いたしました。

　　本件の転用では、整地を行うに当たっては北側農地との境界に緩衝地を設けるとのことで、北側農地の営農には影響はないものと考えます。また、事務局説明のとおり、住宅を建築する場所が当該農地以外にはなく、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の雑種地は許可は必要ないのか。

谷口書記 　　許可不要です。

議長 　　他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定いたします。

[日程4]

議長 　　日程4 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題といたします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。なお、この案件につきましては、

○番 ○○委員、○番 ○○委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(退席委員の意見なし。 委員退室)

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第12号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて利用権等を設定するものであります。
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案朗読)
今回の設定は、始期が令和3年4月1日からの使用貸借権設定が11件と、担い手による所有権移転が1件の合計12件でございます。
使用貸借権の設定分につきまして、借受人としては全て新規設定でございますが、このうち番号3の2筆につきましては、借受人の変更であり、農地としてはこれまでに利用権を設定した履歴がございます。
この利用権設定につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能など、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局からの説明がありました。この案件につきまして、農業委員さんに現地確認をしていただいておりますので、農地委員さんからご報告願います。

瀧下委員 はい、議長。
本案につきましても19日に菅原委員と確認いたしました。
いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

それでは、議案第12号につきまして、ご意見、ご質問
ございませんか。

早川委員 資料14ページの番号2の貸付人、〇〇〇〇氏と借受人
〇〇〇〇〇氏は親戚関係などになるのか。

藤原書記 関係は把握していませんが。借受人の〇〇〇〇〇氏の世
帯は認定農家ではありません。

早川委員 この借受人には他に利用権が設定されている農地はある
のか。

藤原書記 他に設定されている農地はございます。中間管理機構へ
の登録はありませんので、機構を通じた設定ではありません。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい
ませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第12号 農
業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利
用集積計画審議については町へ同意することといたしま
す。
審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(委員入室)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日
程を終了し、令和3年第3回の委員会を終了いたします。
慎重審議ありがとうございました。